

事業主への支援サービスのご案内



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
千葉障害者職業センター

千葉障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーが事業主からの障害者の雇用に関するさまざまなご相談をお受けし、事業主のニーズに応じた支援サービスを提供しています。

＜支援ニーズ例＞

- 障害のことがよくわからない
- 初めて障害者を雇用するが、どのような仕事を担当してもらえばよいかわからない
- 現在雇用している障害者の雇用管理に悩んでいる

事業主が抱える個々の支援ニーズに対して、相談・打合せを重ねながら実行可能な支援プランを提案し、事業主の同意を得て支援を実施いたします。

① 障害者雇用に関する助言や情報提供

- 障害の基本特性、職場内における配慮事項や対処方法等の助言
- 障害者のための職務設計にかかる援助
- 障害者雇用制度に関する情報提供
- 障害者雇用好事例等の情報提供
- 従業員を対象とした障害の基礎理解を深めるための研修会の実施



② 障害者雇用事業主等との情報交換

- 事業主支援ワークショップの開催

障害者雇用に関する共通テーマに関して、事業所担当者同士のグループワーク方式（少人数制）によるディスカッションや意見交換等を行い、課題解決を図るワークショップを年6回程度実施します。



障害者の雇入れや雇用継続を進めるための支援について

(1) ジョブコーチによる支援

【雇入れ段階の支援】

雇入れにあわせて、3か月程度の期間を設定し、当センターのジョブコーチが定期的に職場を訪問します。職場内の人間関係の構築や正確な作業が行えるような支援を事業主と障害者の双方に対して行う人的支援制度です。

【雇用後の職場適応に向けた支援】

在職している障害者の支援課題（例：職業生活上の課題、作業内容の変更により新たな作業を教える必要がある等）に対して、当センターのジョブコーチが定期的に職場を訪問して課題改善に向けた支援を事業主と障害者の双方に対して行う人的支援制度です。

※ジョブコーチによる支援の利用については、事業主との事前相談を経て、当センターにおいて支援計画を立案し、対象者と事業主の同意を得て実施します。

(2)うつ病等の休職者に対する職場復帰支援(リワーク支援)

うつ病等により休職している方の職場復帰が円滑にすすむよう、本人と雇用事業主の同意のもと、主治医と連携しながら職場復帰のための支援を行います。

3ヶ月程度必要な期間を設定し、対象者が当センターへ通所して生活リズムを整えたり、ストレス対処方法の練習などを行います。また、必要に応じて職場復帰時の仕事内容や労働条件等の設定、配慮等について助言・援助します。

「障害者雇用を実現したい」事業所ニーズに応えたセンター支援例(体系的支援)

STEP1. 職務内容の検討

- ◆同業種事業所の障害者雇用事例の収集と提供
- ◆社内アンケートの実施、職務分析等による作業内容の洗い出し
- ◆障害者向け職務内容の具体的検討



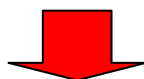
STEP2. 社内受入準備

- ◆現場社員に対する研修(障害特性、配慮点、対応方法等)
- ◆社内支援体制の検討(指導担当者の選任、職場環境配慮等の調整)
- ◆職場実習等による体験機会の設定



STEP3. 雇入れ段階における支援

- ◆ジョブコーチによる人的支援の実施(障害担当者に対するサポート、障害者に対する職業生活上の課題の把握と課題解決に向けた対応)
- ◆事業所主体の支援に移行するための技術移転等の援助



STEP4. 職場適応に向けた支援

- ◆定期フォローアップ(事業所訪問)による障害者の適応状況の把握及び雇用管理面の助言・援助
- ◆雇用障害者の不適応課題が生じた場合にジョブコーチによる再支援の実施

ご利用・お問い合わせ

利用は無料です。ご利用の際は電話等でご相談ください。

受付：平日 8：45～17：00 (土・日及び祝祭日は閉庁です)

所在地：千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL (043) 204-2080 FAX (043) 204-2083

<http://www.jeed.or.jp> (施設等一覧>千葉障害者職業センター)

E-mail chiba-ctr@jeed.or.jp

